

報告第11号

専決処分の報告について（第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月24日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月6日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- 1 事故発生日時 令和3年8月23日 午前11時00分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市弥柳1187番地1
旧伊奈学校給食センター
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 市職員が、旧伊奈学校給食センター内の庁舎備品保管場所へ事務機を運搬中に、誤って機の引出しを落下させてしまい、付近に駐車していた車両を損傷させた。
- 5 損害賠償額 202,268円
- 6 市の過失割合 100%